

Political Process of the Bill Concerning Educational Personnel at Compulsory Education Schools : Focusing on the Arguments at the National Diet Concerning Teachers' Political Activities

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-06-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 祐介 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/847

「義務教育学校職員法案」をめぐる政治過程

—教員の政治活動に関する国会論議を中心に—

藤田 祐介

1. はじめに（本稿の目的と課題）

本稿の目的は、「教育の政治的中立性」（以下、政治的中立性と略）¹⁾の問題を考究するという観点から、「義務教育学校職員法案」（以下、適宜、義教法案と略）をめぐる政治過程について、教員²⁾の政治活動に関する国会論議を中心に検討することである。

「義務教育に対する国の責任を明らかにし、義務教育に従事する教職員を国家公務員とするとともに、あわせてその教職員の給与を直接国が負担支給し、もって義務教育の水準の維持向上をはかること」³⁾を目的とした義教法案は、1953（昭和28）年2月19日に第15回国会に提出されたものの、審議未了で廃案となった法案である。「二十八年前半の教育界を大揺れさせた問題」⁴⁾と言われる同法案は、義務教育に従事する教員の身分を地方公務員から国家公務員に変更することを要点の一つとしていたため、国の身分上の監督が強化され、教員の政治活動が大幅に制限されるとして激しい論争の対象となった。そこで同法案をめぐる種々の論議においては、この問題に関連して教員の政治活動のあり方、延いては政治的中立性に関する議論が活発に展開されたのである。

筆者がこれまでの研究⁵⁾で言及しているように、戦後日本の教育史において政治的中立性をめぐる論議が高揚したのは、東西冷戦の影響を受け、国内政治で保革対立が鮮明化していく1950年代である。特に、政治的中立性の確保を目的とした「教育二法」（1954年5月成立）の成立過程では、国会や中央教育審議会（以下、適宜、中教審と略）など多方面で活発な論議が展開された⁶⁾。教育二法案が提出された背景には日本教職員組合（以下、日教組と略）による過度の政治活動があり、同法制定は言わば「日教組対策立法」という性格を有していたことから、左右の激しい政治的対立のもとで、論戦が繰り広げられた。

そして、この教育二法案に批判的な立場からしばしば引き合いに出されるのが、義教法案である。例えば鈴木英一は、「義務教育学校職員法案の意図したものをうけつぐ形で、教育の国家統制という権力の宿願を実現すべく登場した」⁷⁾のが教育二法案であると述べている。また森英樹は、義教法案は「教育二法の布石」であり、教育二法案の一つである「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」は「義務教育学校職員法案の復活版」と指摘している⁸⁾。教育二法制定の経緯を考慮すれば、鈴木や森の指摘は必ずしも正確とは言えないものの、義教法案と教育二法が教員の政治活動制限を意図していた点では共通しており、その意味では、政治的中立性の問題を考究するにあたって、義教法案の検討は不可欠である。

しかし、義教法案は未成立で廃案になったこともあり、同法案に関する研究は数少ない⁹⁾。同法案については戦後教育史の通史的叙述において言及されるか¹⁰⁾、教育財政（史）研究において義務教育費国庫負担制度との関連で論及されることが多いものの¹¹⁾、特に政治的中立

性の問題との関連から、同法案をめぐる動向を詳細に検討したものはほとんど見当たらない。近年では、江口和美が義務教育費国庫負担政策の歴史的検証の一環として同法案の作成経緯を検討している¹²⁾。江口の論考は本稿と同様、同法案提出をめぐる動きを扱っており、「石川二郎旧蔵資料」を用いて法案提出の意図を考察している点が注目される。しかし、本稿とは問題関心を異にし、国会論議などについては詳述されていない。

そこで本稿では、これまで十分に検討されてこなかった義教法案をめぐる政治過程、具体的には、同法案の立案経緯、法案に対する日教組の対応、中教審の動向、新聞論調及び国会論議のうち、特に教員（日教組）の政治活動に関連する部分について検討することを課題とする。同法案をめぐる実質的な論議が行われた舞台は第15回国会（特に衆議院文部委員会）であったことから、この動向と内実を検討することが中心となる。

なお、本稿は政治的中立性の問題を考究するための手がかりを得ることを意図しており、義教法案をめぐる動向を網羅しつつ、同法案の歴史的な性格を明らかにすることは本稿の直接目的とするところではない。そのため、同法案に関連する義務教育費国庫負担制度や教育委員会制度をめぐる論議、さらに同法案と一括して議題とされた「義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案」などについては検討の対象外である。

2. 義務教育学校職員法案の立案とその反応

2.1. 教員身分の国家公務員化構想と義教法案の立案

1952（昭和27）年7月31日、公立義務教育諸学校の教職員給与費等の実支出額の2分の1を国が負担することを規定した義務教育費国庫負担法が成立した。シャープ勧告に基づき、1950（昭和25）年に地方財政平衡交付金制度が創設されると、義務教育費国庫補助制度は全てこの制度に吸収され、旧義務教育費国庫負担法（1940年制定）は廃止された。だが、地方財政において大きな比率を占める義務教育費を平衡交付金制度のみによって保障することに多くの問題があるため、新たに義務教育費国庫負担法が公布されたのである¹³⁾。

しかし大蔵省は、同法に基づく制度の実施の1年延長を主張し、昭和28年度予算案の内示において、国庫負担金をゼロ査定とした。岡野清豪文相は1953（昭和28）年1月6日、閣議後の記者会見で大蔵省のこの対応に疑義を呈し、義務教育費を全額国庫負担とするとともに、義務教育諸学校の教員身分を国家公務員とする考えを示した。これは文部省にとって「寝耳に水」の構想であったが、これ以降、義務教育費全額国庫負担制度の確立に向けて、立法化に向けた動きが進展することになる¹⁴⁾。教員身分の国家公務員化については、本多市郎自治庁長官が「地方自治の破壊」と難色を示し、岡野文相と対立したことから、緒方竹虎官房長官（兼副総理）の調停で吉田茂首相に一任するなど、閣内での調整が図られた¹⁵⁾。

岡野の指示を受けた文部省は法案作成に着手し、同月17日の閣議において、義教法案の基になる「公立義務教育諸学校教職員の身分及び給与の負担の特例等に関する法律案要綱」を決定（内定）した。同要綱は、「一、（目的）義務教育について、国の責任を明確にし、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図る」、「二、（義務教育諸学校の教職員の身分）義務教育諸学校の教職員の身分は国家公務員とし、文部大臣が任免すること。但し、文部大臣

はその権限を市町村教育委員会に委任できること（後略）」など、同法案の「骨子となるべき事項」を定めており¹⁶⁾、「教員身分法的な性格を多分にもつもの」¹⁷⁾であった。

2月3日には剣木亨弘文部次官が全国教育長協議会において、教員身分の国家公務員化と教育委員会制度は矛盾しないこと、国家的事業である義務教育に従事する教員には国家公務員としての身分保証が必要であることなどを説明している¹⁸⁾。同月5日には、次官会議で「義務教育学校職員法案要綱」が検討されたものの、文部省側と自治庁、人事院側の意見が対立したため、両者間で折衝が行われた¹⁹⁾。同月12日には義教法案の成案（文部省最終案）が得られ、その後、自治庁等の関係者と最終的な協議が行われている²⁰⁾。このような経緯を経て同法案は同月17日の閣議で正式決定され、同月19日に第15回国会に提出された²¹⁾。

2.2. 義教法案をめぐる日教組の対応

義教法案に対しては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の自治体関係団体が主として中央集権化を危惧する観点から反対の姿勢を示すとともに²²⁾、日教組等の教員組合、全国連合小学校長会、全国都道府県教育委員会委員連絡協議会（全教委）等の教育委員会関係団体、日本教育学会（有志）等の教育関係団体が反対し、陳情活動や反対声明の発表などを行っている²³⁾。特に日教組は、自らの政治活動が大幅に制限されることになる同法案に強く反発し、「大衆動員による文部省交渉」や「宣伝戦」、「ハンスト」、教育防衛全国大会の開催²⁴⁾といった強硬手段を用いて同法案への反対活動を積極的に繰り広げた²⁵⁾。

同法案の骨子が明らかになった頃から活動を活発化させた日教組は、1月20日に第27回臨時中央委員会を緊急招集した。ここでは、「政府並びに自由党の今次暴挙は戦後七年間の民主主義教育の芽生えを根底から破壊し教育を再軍備政策に従属させんとするファシズムの再現であることを確認し、これが粉碎のため一斉休暇をふくむ強力な実行行使を支柱として広汎な大闘争を行う」などの「闘争方針」が提案され、「日教組結成いらい最大の決意をもって本政策に対決する」という「闘争宣言」が出されている²⁶⁾。同月24日から高知で開催された第2回教育研究大会では特別委員会が設置され、そこでは同法案に関して「教員の身分の変更を通じてやがては教育内容もかえ、権力の確立を図ろうとするもの」、「日教組の団結をくずし、その活動を弾圧しようとするもの」といった結論が示された²⁷⁾。

事実、義教法案が国会審議中である3月10日に、日教組は同法案の阻止を目指し、同月12日を期して一斉休暇闘争（以下、「三・一二闘争」）に突入することを全国の組合員に指令している。これに呼応して、日本労働組合総評議会（総評）や日本官公庁労働組合協議会（官公労）も「傘下組合員児童」の登校の拒否を命じる電報指令を出したものの、最終的に「三・一二闘争」は実施されなかった。「三・一二闘争」の決行前に、日本民主政治連盟（日政連）の議員団から、「吉田内閣不信任決議案」が可決される公算が高く、「三・一二闘争」を実行すれば野党三派（右派社会党、左派社会党、改進黨）の足並みが乱れて「吉田内閣打倒」が困難になる、という申し入れがあったためである。この申し入れを受けて日教組内で採決を行った結果、僅か一票差で「三・一二闘争」は決行中止となった²⁸⁾。

しかし、日教組が決行中止を決定したにも関わらず、都教組では独自の立場から組合員2万5千名による国会への集団陳情を行っている。このために都内の小・中学校の授業は同

月 12 日午後 1 時で打ち切れ、一斉早退が実施された²⁹⁾。

2.3. 義教法案に対する新聞論調

次に義教法案に対する新聞論調を見ておこう。ここでは、高木鉦作の論考³⁰⁾を踏まえながら、主要紙の論調（社説）を確認しておきたい。高木によれば、同法案の内容が具体化するにつれて、各新聞の社説は具体的に法案批判の態度をとるようになったとされる。

例えば、2 月 7 日付の『朝日新聞』は、「何故にかくも法制化を急がなければならないのか、全く理解に苦しむ」と批判し、「教員の身分を国家公務員でしばろうとする意図のみが露骨にうかがわれるところに、政府のねらいがとかくの批判をうけてもやむをえないものがあるのではなからうか」と述べている³¹⁾。また、同日付の『毎日新聞』は教員身分の国家公務員化について、「日本教職員組合を中心とする教員の政治的活動に制限を加えることと、文部省の力が今日より大きくなって教育の中央集権化が強められるということであろう」と指摘した。そして、日教組の過度の政治活動への対応は「堂々と正面からとりくむべき問題」としながら、「表面は美しい教育擁護の看板をかかげて、実は組合活動を押し、選挙対策を考えるやり方には反対である。このようなやり方が、ますます日教組の活動を政治的にし、真に教育のことを考える教師や父兄まで、政府の文教政策を信頼させなくしている」と主張した³²⁾。

同法案の国会提出が近づくと、法案に対する新聞各紙の態度もより明確になる。同月 18 日には『読売新聞』が教員身分の国家公務員化について、「折角発足した地方自治制度の成長を阻む危険性がある」と指摘し、「政府の態度は、戦前の画一教育主義へ逆行する危険を感じさせる」と批判した。その一方で野党の反対についても、「あまりにも倒閣運動の色彩が露骨」と批判し、「国家の将来に影響する重大にして神聖な問題に、純粹でない政治的意図のあまりにも強くにじみ出ること、われわれは悲しみを覚える。意地や利害を捨てて、堂々と議論をつくすべきではないか」と主張している³³⁾。また、『朝日新聞』は同日付で、同法案の「本当の目的は、教職員の身分を国家公務員にし、中央集権的文政の回復をはかろうとするところにある」と批判した上で、「国会に提案する以上は、国会審議にあたっては、野党の冷静かつ合理的な検討に、多くの期待をかけざるをえない」との見解を示した³⁴⁾。

同法案に対する批判的な論調が目立つ中で、『日本経済新聞』は他紙と異なり、法案に対する日教組の反対運動のあり方を厳しく批判した。同日付の同紙は、日教組の一部が教員や組合の名を表に出さないで、隣組や町内会等の団体を通じて生徒や一般の家庭から反対署名を集めるなどの「悪質な反対運動」を行っている」と指摘し、「そうしたやり方は単に教職員の政治活動がいいとか悪いとかいったこと以上に重大な問題を含む」、「そうした極端な反対運動が行われることは、義務教育教職員の政治活動禁止を正当なものとする以外の何物でもない。それは義務教育教職員として不当な行動であるばかりでなく、卑劣な行動であるともいえる」と述べている。そして、「教職員がその立場を利用して生徒やその父兄に政治的に呼掛けることが許されるならば、その弊害は恐るべきものがある」と主張した³⁵⁾。

3. 中央教育審議会の動き

3.1. 中教審への諮問

中教審は1953（昭和28）年1月21日に第1回総会を開催した。ここで岡野文相から「戦後の教育全般の改善について」の「包括的諮問」が行われ、剣本文部次官からは、義務教育費全額国庫負担の方針に関し、近く閣議決定を行う予定との発言がなされた³⁶⁾。

2月11日に開催された第2回総会では会長に亀山直人（日本学術会議会長）、副会長に前田多門（日本育英会会長、元文相）が選出されている。そして、この総会での主たる議題の一つが義教法案であった。まず、文部省調査局長の久保田藤麿が、「義務教育の国庫負担法が非常に迫った問題になっておりますのと、大臣の諮問機関でありますこの中央教育審議会のご了解を得て大臣が自由に又この際そういうふうにも勇敢に一つやって頂かなければならぬ理由がございます」と述べた上で、委員に配布された「義務教育学校職員法案要綱」³⁷⁾について、「大綱だけは一応御了承願って大臣がこの際動けるようにその立場を作って頂きたい、そういうふうと考えております」と委員に要望した³⁸⁾。久保田の発言からは、同要綱について予め委員の承認を取り付けておきたいという意向を読み取ることができよう。

続いて文部省初等中等教育局長（以下、初中局長と略）の田中義男が同要綱の趣旨及び内容について説明した³⁹⁾。田中は、教員身分の国家公務員化について「非常な論議がある」と指摘した上で、「当局の考え方」として、義務教育の維持向上は国の事務・義務であり、「その事務に従事している先生がたを国家公務員とし、そうしてその生活の保障なり身分の安定を図るということも、これ又国として考えるべき事柄」と述べている。

3.2. 「義務教育学校職員法案要綱」をめぐる質疑応答

田中初中局長の説明に対し、各委員から質疑がなされた。会長の亀山は、教員身分の国家公務員化が政治活動禁止の手段と言われていることについて、「そういう疑いに尤もだと思ふところがあるのですがそういう考えはないのでしょうか」と質した。これに対して田中はまず、教員組合の行き過ぎた活動が世間の非難の対象となっており、日教組は勤務条件や福利厚生の問題以外に「相当政治的な動き」をしていると応じた。その上で、国家公務員化によって教員が国家公務員法の適用を受けることになった場合、その活動は勤務条件や福利厚生の問題に限定され、違反した場合の罰則も同法に規定されていることから、「相当強い政治活動の拘束を受けるという結果に相成る」と説明している⁴⁰⁾。

田中の説明を受けて林頼三郎委員（中央大学総長）は、「これ（「義務教育学校職員法案要綱」―筆者註）だけを切離して特に急がれる理由はどういう点にありますか。ほかの教育問題と関連して合せて検討して行くべきじゃないかという疑いが先ず第一にあります」と述べ、文部省側の「真意」を尋ねた。岡野文相は義務教育費全額国庫負担の意義を説きながら、「半額国庫負担法を四月一日に施行しなければならぬ立場になっておりますので、それを全額にしてまあ理想通りに行きたい」と法案検討を急ぐ理由を説明した⁴¹⁾。

矢内原忠雄委員（東京大学総長）は、先の久保田の発言に疑義を呈し、「ここで審議しま

すことに予め線が示されて原案に賛成しろというふうなお考えなのか、或いは我々ここで自由に意見を述べて大臣の諮問の参考にしたいというのか」と質問した。久保田は、時間的余裕がない事情を述べつつ、「大綱としての全額負担を、又国家公務員とすることの大綱だけをご承認願って、大臣にこれからの御活動に十分なる足場を作って頂けないだろうかということ」と説明する一方、「個々の意見を排したような意味合い」はないとした⁴²⁾。野口彰委員（愛宕中学校長）も矢内原と同様、「国家公務員という身分だけはここではっきり打出そうと思っている。何かそこに非常にあせっていらっしゃるような、何か特異の御要求があるのじゃないかという感じがする」などと批判し、国家公務員化に反対している⁴³⁾。

また、八木沢善次委員（東京都教育委員長）は、国家公務員化には、「その行う事務が国の公務であるということ」、「その費用は国家が補償するということ」、「その職員は国の機関中の地位を占める者であるということ」、「その任免権は国に帰属するということ」という四つの条件が必要であるが、「義務教育学校職員法案要綱」はこれらの条件を満たしていないとして、教員の国家公務員化は「非常な不当」との見解を示した⁴⁴⁾。

このように、第2回総会では同要綱の提案に対して不信感を抱く委員が多かったため、大半は審議のあり方についての議論に費やされた。副会長の前田は、岡野の諮問に理解を示しながらも、それが「審議の全体の方針から行けば実は迷惑なこと」であり、すでに閣議で決定されたことについて中教審の賛成を取り付けようとしても理解が得られないとして、審議の打ち切りを提案した。前田の言によれば、審議の打ち切りとは「もうこの審議会が問題にしないという意味ではな」く、「一応これを宿題にいたしまして、将来根本の問題を研究するときのこれを一環として本当に検討して行く。こういう趣旨^(ママ)」である。中井光次委員（大阪市長）や矢内原など多くの委員が前田の提案に賛成したものの、岡野は必ずしも納得せず、なおも「国会に提案することだけは御承諾を得たものとしていいのですか」と食い下がった⁴⁵⁾。これに対し矢内原は、「国会に提案することの可否についての御諮問であれば私個人の意見はありまして、それはこの案では提案なさらない方がいい（中略）提案することを審議会が了承したというふうにとられては事実反する」と反発している⁴⁶⁾。

結局、総会では同要綱についての結論は出ず、実質的な審議はほとんどなされなかった。岡野は散会前に、「私の立場といたしましては、一方的に申しますよ、皆さんの御同意を得る、得ん問題ではございません。ここまで進んで来ているのでありますから私は皆さんの結論が出なくてもこの国会に出すということを一方的に皆さんに申し上げます」と述べ、義教法案の国会提出に向けて強硬な姿勢を示した⁴⁷⁾。中教審の承認を取り付けるという岡野の思惑は「完全に失敗」したとも言われるが⁴⁸⁾、中教審での同意を得ずに同法案が国会提出に至ったことは、国会審議の場でも度々問題視されることになった。

4. 第15回国会における論議の展開

4.1. 衆議院本会議における趣旨説明と質疑

先述の通り、義教法案は1953（昭和28）年2月19日に第15回国会に提出された。以下では、教員身分の国家公務員化という問題に関連して、教員の政治活動をめぐってどのよ

うな論議が展開されたのかを国会会議録に基づいて見ていくことにしたい。

同月 21 日、衆議院本会議において岡野文相から同法案の趣旨説明がなされた。岡野は、「義務教育は国家として最も意を注ぐべき国民の基礎教育であり、これが振興をはかりますことは、わが国文教の基本でありますゆえに、この義務教育についての必要な改正をまず第一に取上げようとしたしておりますのであります。この法案を提出いたしましたゆえんもまたそれにほかなりません」と述べた上で、教員身分の国家公務員化については、次のように説明した⁴⁹⁾。

今回義務教育学校教職員を国家公務員にいたしたいと考えますのは、義務教育に対し、国の有する右の責任にかんがみ、その教育に従事する教職員を国家公務員といたすべきであると考えたからであります。

義務教育は、まさに国と地方公共団体とが相提携してその振興に尽力すべきものと考えるのでありますが、その際、国は、義務教育の機会均等と、その水準の維持向上という義務教育の基本的事項を確保し、市町村には個々の学校の具体的経営を託することが望ましいあり方であると存するのであります。かかる観点から、義務教育の教育活動に従事する教職員の身分を国家公務員とし、一方その給与を国が負担して、義務教育に対する国の責任を明確にしようとした次第であります。

同月 23 日の本会議では、この趣旨説明に対する質疑（各党代表総括質問）が行われた。最初に質疑を行ったのは与党議員の坂田道太（自由党）である。坂田はまず、同法案の反対論には「内容がほんとうにわかって反対されておるのと」、「政府の決定が遅れたため、説明が不十分なため誤解に基いて反対されておるのと」、「故意に何らかの政治的意図をもって反対されている」場合の三つがあると指摘し、政府が「率直に、大胆に、不明確なる点を明らかにし、善良なる国民の誤解を一掃する必要がある」と主張した。そして、「教育基本法の教育の中立性という精神からして、現在のごとき教職員の野放しの政治活動を文部大臣はどういうふうに考えておられるか」と質問するとともに、「一部の極端なる、いわゆる容共的な考えの人たちから指令を受けて、それをうのみにして、内閣をつぶすために運動をさせられているということは、教育の中立性から考えて、決して教職員のあるべき姿ではない」と厳しく批判し、「善良なる大多数の教職員の方々を、この不当なる支配から解放いたしました、はげしい政治運動の渦中から救い出して、真に教育を守り、子供を守ることこそ、政府の本法案提出の眼目の一つ」との意見を開陳した。

坂田の質疑に対して岡野は、「国家公務員のうちでも教職に身をまかすところの人が、一党一派に偏し、もしくは一部の者の利益のため、もしくは一部の者を倒そうとか、そういうような意見を発表するのは、もってのほか」と述べて教員（日教組）による行き過ぎた政治活動を批判した。その一方で、義務教育学校職員法により日教組が「国家公務員法上の、公法上の保護を受けるところの団体になる」として「むしろ日教組としては非常に強力になる」、「勤務時間とか、厚生福利の施設とか、いわゆる待遇改善のために当局と交渉し得る、正々堂々の団体となる」と主張し、同法案は日教組にとっても好都合であるとの見解を示した⁵⁰⁾。

次に笹森順造（改進黨）が質疑を行った。笹森は、教員の政治活動禁止が本来の目的であるならば国家公務員法等の改正で足りるとし、義教法案は「奇怪しごくの立法」で、「義務教育学校職員の政治活動の特権を法の力によって奪取しようとしている」と批判し、同法案の必要性を吉田首相に質した。会議を欠席した首相に代わって答弁を行った緒方副総理は、同法案は教員の政治活動の「封鎖」を意図したものではないとし、政治活動の制限は「国家公務員としての身分の保障の確保に伴う裏づけ」と述べている⁵¹⁾。

続けて質疑を行った松本七郎（右派社会党）は、同法案の「欺瞞性」を批判しつつ、国が義務教育に対して責任を有しているという理由で教員身分を国家公務員とすることは「文部大臣の独善的なこじつけ」とし、憲法と教育基本法におけるその根拠を問うた。これに対し、本多自治庁長官は、「憲法にも教育基本法にも反するものではない」と答弁するにとどまり、具体的根拠を示していない。続けて質問に立った坂本泰良（左派社会党）も同法案を批判し、法案は「教職員をして時の政府の政治権力に屈服させるもの」であり、「教育は、政府の意見政策に奉仕するものではなく、科学的な真理と理想とを有するものでなければならぬ」と主張した。そして、中教審での十分な検討と決議を待つべきであり、中教審と対立した状況での法案の「強行」は違法で、独善的の謗りを免れないと述べている。政府側出席者は、松本や坂本の見解を真っ向から否定し、同法案の意図等を繰り返し説明した⁵²⁾。

4.2. 参議院本会議における趣旨説明と質疑

2月23日には参議院本会議でも岡野文相による義教法案の趣旨説明が行われた。その内容は衆議院での説明とほぼ同様である。趣旨説明をめぐる質疑は、同日及び翌24日に行われ、矢嶋三義（左派社会党）、木村守江（自由党）、堀越儀郎（緑風会）、相馬助治（右派社会党）、岩間正男（日本共産党）、松原一彦（改進黨）、木村キヤウ（民主クラブ）、堀眞琴（労農党）の8名が質疑を行っている。紙幅の都合上、全員の発言内容を詳しく紹介できないので、教員の政治活動に言及している発言のうち、主なものに限って見ておきたい。

8名のうち、同法案に賛成しているのは、与党議員の木村守江のみである。木村は、「国家公務員化により教員の政治活動が抑制され、「教壇を抛擲して政治活動に狂奔するような非常識なことはできなくなる」と述べながら、「果して教職員が特定の政党に偏向し、政治活動に狂奔するということは、教育者の本分に背反しないではありませんか」と問い、「政治活動の抑制という点から本法案に反対せんとするがごときは理由にならない」と野党の対応を批判した。その上で、「無邪気な生徒児童を使って（中略）誇大虚妄な政治活動をするごとき教員には、即刻（中略）政治活動を抑制せねばならぬ」と述べ、文相の見解を質した。岡野は、「教職員の御態度としては余りいいことではないというような御活動がある」として、教員（日教組）による政治活動の抑制を求めた⁵³⁾。

同法案に反対した矢嶋は、18点もの多岐に渡る質疑を行った。教員の政治活動については、先進諸国の多くで教員は全面的に制限を受けていないとして、「先進国のならわしに背いてまで強行される理由と必要性は如何なるものでありますか」と質問している。これに対して答弁を行った緒方副総理は、「政治につきまして学問的にこれを研究することは決して妨げない」としながら、「学問の名をかりまして現実の政治問題を恣意的に批判することは、

これは学問の研究の域を脱しておる」と述べ、教員身分の国家公務員化による政治活動制限の意義を説いている⁵⁴⁾。

また、政治活動は「教職員の基本的人権」とであると主張する相馬に対して岡野は、「国家公務員にするとすることで副次的に日教組あたりの政治活動が阻止されるということは、これは事実」と述べながら、坂田への答弁と同様、同法案は教員組合（日教組）にとっても有利であることを強調した。もちろん岡野は、日教組の活動に批判的であり、「いろいろ教員を使いまして家庭に呼びかけてみたり、又ときによるというと、大会と称する名前の下に或る一党一派を支持し、又一党一派を打倒するというようなことを公々然と言われる。これは教員としてはあるまじきことであると同時に、地方公務員であろうが、国家公務員であろうが、それは慎しむべきこと」と付け加えている⁵⁵⁾。

政府の教育政策全般を「逆立ち政策」、「精神総動員体制」などと評価する岩間、同法案をその一環に位置付け、法案の撤回を要求した。そして、「日教組五十万の教員」は国民の大多数の支持を受けており、「この平和の砦の力を官僚化し、自由を奪い、政治活動を骨抜きにすることなくして、再軍備、戦争体制の達成はできない相談であります」と批判するとともに、教員の特殊性を認め、「教権の自由を確保」するためには、教育公務員特例法の改正を行うべきと主張した。これに対し緒方は「故意に曲げられた御批判」と応じ、岡野は教育公務員特例法改正の提案に賛同して、「若し政治活動だけを禁止することが目標でありましたならば、一本条文を教育公務員特例法に書けばいいのです。こんな苦しい思いをして閣内で憎まれ役になってまで予算を取る必要はない」と述べ、義教法案が教員の政治活動制限のみを目的としたものではないことを改めて強調した⁵⁶⁾。

4.3. 衆議院文部委員会における論議

次に文部委員会での論議である。衆議院の文部委員会は義教法案をめぐる実質的な論議が行われたアリーナであった。ただし参議院では実質的な論議がほとんど行われていないので、ここでは衆議院文部委員会のみを対象とし、その論議の内容を確認しておくことにする。同委員会では、2月26日に岡野文相が同法案の提案理由を説明し⁵⁷⁾、同月28日の会議で同法案についての公聴会開催（3月11日）を決定した⁵⁸⁾。

同法案をめぐる本格的な論議は3月3日から始まった。同日の会議では、井出一太郎（改進黨）、辻原弘市（左派社会党。日教組中央執行委員を歴任）が質疑を行っているが、辻原が教員の政治活動に詳しく言及するのは5日の会議である。ここで井出は、教育者が「自由人」であることを要求し、国家公務員化による政治活動の制限は「最も大きな自由の侵害」と批判した。岡野は、教員が政治活動によって教育活動に専念できないことを問題視し、「義務教育に従事される方は、むしろ活動してもよろしいけれども、やはり法の許す範囲内においてやるべきであって、そして教員の中立性を侵される、巻き込まれるというようなことから、救って差上げなければならぬ」と主張した。続けて井出は、日教組の活動の行き過ぎを問題視しつつも、教員は「普通の人々よりも知識の水準の高い人々」とであるとし、その良識に訴えることで政治活動のあり方が改善するとの期待を表明した。井出は教員身分を国家公務員に変更することは、「角をためて牛を殺す」ことになると批判したが、岡

野は「ただいまの情勢ではむずかしい」と述べて、日教組幹部の良識に委ねることの困難さを訴えている⁵⁹⁾。

同月5日の会議では、辻原に加え、松本七郎（前出）、菊地養之輔（右派社会党）、笹森順造（前出）が質疑を行った。最初に質問に立った松本は、3日の井出の質疑と同様、日教組の自主的な反省と良識に委ねることの期待を表明したが、岡野は、日教組幹部の活動実態を批判し、「日本の義務教育の中立性というものがなくなってしまうという考え方から、今回のような措置をとった」と応じている。また、このやりとりをめぐって菊地は「関連質問」を行い、国家公務員の人事権を有する文相は党員であり、これが中立性の理念に矛盾しないかと質した。これに対して岡野は、議会制民主主義の意義を説きながら、民主的手続きによって就任した文相が人事権を有することは何ら問題ないと説明している⁶⁰⁾。

次に辻原の質疑である。辻原は、教育基本法や教育委員会法の立法精神に言及しながら、「自由を守るということに常にウエイトを置いて考えること」の重要性を指摘するとともに、国家権力という問題を抜きに、教員の政治活動自体を捉えて政治的中立性がないと判断することは本末転倒であり、本来の意味での政治的中立性を守ることにはならないと主張した。岡野は、「教育というものは日本の国家から離れてしまって、独立しておればいいというようにも受取れぬこともない」と辻原の主張を批判し、民主的手続きを経て成立した政権の正当性に触れながら、政府が国民全体の利益になることを考えるならば、それは一つの「民主的方針」であり、その枠内で政治的中立性を保つべきと主張した。辻原は、政党政治が民主主義的ルールに基づいていることと、行政の実際が民主的であるかどうかの判断は別だと食い下がったが、岡野は義教法案の正当性を主張し続けた。

辻原の質疑では、教育基本法（旧法）第8条の解釈と運用も論点となっている。辻原は、同条第2項の政治的中立性の規定が教員の政治活動禁止まで含んでいると解釈するならば、「他の法律によって教職員の政治活動を禁止する何らの理由も生れて来ない」と述べて、同条文の解釈について質した。田中初中局長は、同条は「教育の自主性ないしは政治的中立性を保つための規定」であり、「単に先生の個人としての行為をさしているものではない」とし、教員が公人として教育活動に従事する範囲内で、教育基本法はその政治活動を制限しているという解釈を示した。さらに辻原は、一部の教員や日教組の政治活動が教育基本法のどこに抵触するのか、好ましくない政治活動とは具体的に何かといった点について質問したが、「批判が社会にあることは御承知の通り」（田中）、「常識的に考えまして、日教組の幹部がやっておられることは、どうしてもこれは教員としては慎むべきこと」（岡野）というように、答弁は具体性に欠けるものであった。これに対して辻原は明確な根拠を求めるとともに、日教組の活動には何ら問題性がないとの見解を示している。

さらに政府による「政治活動」も批判の対象とされた。辻原は、文部省が『文部広報』に「好ましくない政治活動」の例を掲載し、それを大量に配布したことを「違法な、不当な政治活動」と批判した。ここで辻原が批判したのは『文部広報』第42号と考えられる。同広報には、「真に文部省が意図する方針が伝えられていない」として、義教法案の「真意」を伝える記事が掲載されており、教員身分の国家公務員化については「教員の政治活動封殺を目的とするのではない」と明記されている⁶¹⁾。岡野は「日教組がいろいろ間違ったところの

ビラをあちらこちら持ちまわりまして、そうしてわれわれが考えておることより逆な方向に進んでおりますから、これを是正する意味」で同広報を出したと答えているが、辻原は、「広報の問題については行政府のあり方に相当問題がある」と述べて、納得していない⁶²⁾。

最後に質問に立った笹森は、義教法案を「自縄自縛の法律」と表現し、「全体の政治活動が抑制されるようなことになって、かえって良識ある先生方の政治意識なり、あるいは政治教育なりに対して、どうもかえってじゃまになるのではないか」と述べている。そして、選挙に干渉するような教員の政治活動のあり方を問題視しつつも、「教壇から正しいインフレンスを与える以外の、政治活動の良識の範囲を広げて行く方がむしろよいのではないか」との意見を開陳した。岡野は、教員の政治活動について、「大部分の教員は非常に純朴」と述べながらも、従来通り、日教組幹部の動向を問題視する旨の答弁を繰り返した⁶³⁾。

3月9日に開催された会議では、山崎始男（左派社会党）を中心に質疑が行われた。山崎は、教員の政治活動制限の問題に関して、「教育の中立性を究明する以外に手がない。この点は非常に重要」と述べ、前回の会議における教育基本法第8条をめぐる政府側答弁を「拡張解釈」と指摘しながら、「政治活動がいけないという理論的な根拠」を尋ねた。政府側の答弁に納得しない山崎は、日教組の活動についての政府見解は「感情論」と批判し、「あくまで児童、生徒にいかなる影響があるか、悪影響があるかないかということでもわくを置かなければならない、そこが一つの限定線」と述べ、児童生徒に影響を及ぼしている日教組の政治活動について質した。田中は、「ともかく先生が教育活動の主体として行動する、こういったふうな場合とほとんどかわらないほどの内容を持つもの」と答えている。義教法案を究明する上で、教育基本法第8条が「重大なるポイント」と主張する山崎は、政府側の認識を「上すべりな常識論」と指摘し、同法案の批判に終始した⁶⁴⁾。

4.4. 衆議院文部委員会公聴会の開催

3月11日には義教法案をめぐる公聴会が開催された。公述人は、山本敏夫（慶応大学助教授）、徳永アサ（神奈川県社会教育委員）、田中忠吉（長野県中部中学校校長）、友末洋治（茨城県知事）、鈴木久芳（全国地方教育委員会連絡協議会常任理事）、小汀利得（日本経済新聞社顧問）、松澤一鶴（全国教育委員会連絡協議会）、矢田勝士（日本教職員組合調査部長）、村上儀憲（P・T・A 関係）の9名（発言順。肩書は会議録記載の通り）である。

同法案に反対の態度を表明した山本は、その理由の一つに「教員の自由、主体性の束縛、拘束はできる限りこれを避けるべき」ということを挙げた。教員身分の国家公務員化による政治活動の制限は非常に弊害が多いとし、「ことに教員の場合は、教員の主体性、知性、人間性を伸び伸びと展開できるような方法で指導、助成をはかるべき」と主張した。

徳永は、同法案に対する賛否を明確にしていない。「国家公務員の問題につきましては、なお釈然としないものがございます」と述べているものの、教員の政治活動には詳しく言及していない。また田中は、同法案の目的を評価しつつも、法案には不賛成の意思を示した。教員身分の国家公務員化には中央集権復活の意図があるとし、日教組による過度の政治活動については、「解消、弾圧」するのではなく、教育者の知性や良識に訴えることが重要であるとの認識を示した。そして友末は、教員の政治活動について「行き過ぎは当然是正さるべ

き」と指摘しながらも、田中と同様、「教職員の良識と自己反省並びに地方住民の輿論と政治意識の高揚に期待いたしますことが賢明な策」と述べている⁶⁵⁾。

午前中には以上4名の公述が行われた。教員の政治活動に関しては、坂田道太（前出）が徳永に対して、日教組の「三・一二闘争」や署名活動について意見を求めている。徳永は、非合法ではないストに対しては圧迫を加えてはならず、日教組の「経済的な面」での主張や行動は理解できるとしながらも、「政治的に教育が中立性を持たなきゃならないと私も教えられて、学校でもそう教育されて来たが、どうもこれでは了解できないということをお子様が申します」と述べ、「教育のことは子供により効果が上らなければならない」と指摘して、日教組による政治活動の自重を要望した⁶⁶⁾。

午後には残り4名の公述が行われた。まず鈴木は、教育委員の立場から、教育委員会法の精神に反するとして同法案に反対したが、教員の政治活動には特に言及していない。次に公述を行った小汀は、他の多くの公述人が反対する中で、同法案に賛成を表明した人物として注目される。小汀は同法案について、「教員の政治活動を抑えることができる、これを改めることができるという点において、私はこれを大いに支持します」と述べている。そして日教組の問題点を指摘し、「小さな子供、しかも先生というものをほとんど百パーセント尊敬し、信用しておる生徒をつかまえて、そこに政治的な意図を持って教育し、あるいは導くということにはなはだおもしろくない」と批判した。また、法案についての自らの見解を披歴して、義務教育を改善し、振興するために「特に必要と思われること」の一つとして、「義務教育の政治的中立を堅持すること」を挙げた。この点に関し小汀は、「公費によって支持される学校の教師が特定の政党の支持または反対のための政治教育や政治活動を行うことは、子弟の父兄のみならず、その他の国民にとっても甚だ迷惑千万なこと」と批判した上で、次のように述べている。

これ（教員の政治活動―筆者註）はますます悪くなる方の傾向が強い。これはやはり一つの転機を与えなければ直るものではありません。（中略）また教師自身の利害、教師の立場から考えましても、政治活動は必ずしも教師にとって有利ではありません。ある教師が特定の政党を支持することは、必ず反対党側からの反感反抗を招き、その身分を不安定ならしめ、安んじて教育に専念することができなくなります。

このように小汀は、同法案を教員による過度の政治活動を改善するための「転機」と捉えた。そして、教員は地方公務員であるがゆえに政治活動制限の範囲が狭く、「政治的中立を保つことが困難となり、いよいよ弊害を生じておることは明らか」であり、「現状を顧みながら、その現状をいかにして打開するかということをまず基礎として考えなければいかぬ」と主張して、同法案への賛意を示したのである。

次に松澤は、同法案が「憲法の自治の精神」や教育関係法の趣旨に抵触するとして、「全面的に反対の意」を表明した。子供に影響を及ぼす教員の政治活動に反対しつつも、問題は「無責任な政策」をとる政府側にあるとの認識を示している。また、矢田（今村彰日教組副委員長長の代理出席）は、当然ながら同法案に反対した。矢田は、諸外国のほとんどでは教員

の政治活動が自由であると指摘し、政治活動の制限は「教育規制の第一歩」と批判している。ただ矢田は、批判の対象とされた日教組の政治活動については、ほとんど言及していない。

最後に公述を行った村上は、「大体において本案に賛成」と述べて賛意を示した。「教育基本法に規定する教育の中立性にかんがみчасとき、その中立性が保たれないような政治活動は、父兄、児童、生徒にも多大の迷惑をかけるようなことになりやすい」と述べ、教員身分の国家公務員化によって政治的中立性が確保されるという見解を示している⁶⁷⁾。このように、公聴会では義教法案への賛成が2名、反対が6名、中立が1名という状況であった。

公述終了後は各公述人に対する質疑が行われた⁶⁸⁾。同法案に賛成した小汀に対して松本七郎（前出）は、小汀が教員の政治活動抑制の意義を強調したことに注目し、同法案に政治活動制限を含めるのではなく、教育公務員特例法など他の法案を改正すればよいのではないかと質問した。小汀は、「この法案に多少の欠陥があつても、教員の政治活動を規制することができる点は、副産物ではあるかもしれませんが、非常に大きな所得」であり、「これだけをもってしてもこの法案に賛成する価値がある」と述べながら、他の法律でも規制は可能との見解を示している。また、山崎始男（前出）は、教員の政治活動制限の問題について「論理的」で「科学的」な説明を求めたものの、小汀は「大きな知識を持って、これを具体的にどうしようという抱負は教育について持っておりません」と応じ、掘り下げた見解は示していない。さらに、教員の政治活動制限を基本的人権の問題と捉え、この点についての見解を求めた辻原弘市（前出）に対しては、制約を受けることはやむを得ず、身分が変われば政治活動の制約もなくなるとして、「基本的人権に関係のない問題」と述べている。

義教法案に反対する公述を行った矢田に対しては、与党委員からの質問が相次いだ。「三・一二闘争」の指令など日教組の活動全般に関わる質問を行った坂田に対して、矢田は指令の事実を認める一方、その他の詳細な事実は関知していないと答えている。また、北吟吉（自由党）は、教員個人の政治活動を認めながらも、日教組のような団体による政治活動を厳しく批判し、「口では中立性を唱えて、実際にはある党派を応援しておることは、衆目の見るところであります。そんなごまかしはいかぬ」と述べて、矢田の見解を求めた。矢田は「日本教職員組合として政治活動をしたり、あるいは特定の政党を推したりするような決定を、これまで行ったことはございません」と答え、北の質問内容を否定した。水谷昇（自由党）は、日教組が組合員から会費を徴収してその一部を政治活動に使用していること、日教組の中央からの指令により教員が無批判な政治活動をしていること、そして日教組が政治結社を組織して活動していることが事実かどうかを尋ねた。矢田は、「合法的な活動をするという点では慎重を期して」いるとしながら、政治活動に関する費用を強制的に徴収したり、日教組の指示で教員個人の自由な判断を拘束したりする措置はとっていないと答えている。

矢田と同様、同法案に反対した山本に対しても、松本、水谷、永田亮一（無所属）が教員の政治活動制限と教員組合の政治活動の実態に関する質問を行った。山本は、「組合であるからある政党なり政策なりに対して態度を全然示してならぬというふうにまで考えるかどうか、（中略）私はどうもそういうふうには思えない」と述べ、日教組が特定政党を支持することに問題はないとの認識を示した。その一方で、組合による政治活動の「弊害」を指摘し、「教室に何らかの政治活動的なもの、あるいは一つの政治教育的なもの、ある一党一派

的なものが入り込みました場合におきましては、それは学校教育法の違反であります」と指摘している。子供には批判力がないことから、「教員の主体性を守ると同様に子供の主体性、知性を守る意味におきまして、その面のけじめを考えることが大事」というのが山本の意見であった。

4.5. 予算委員会における論議

最後に、衆参両院の予算委員会における論議を見ておきたい⁶⁹⁾。2月21日に開催された衆議院予算委員会第三分科会の会議では、永山忠則（自由党）、小島徹三（改進黨）、和田博雄（左派社会党）、中曽根康弘（改進黨）の4名の委員が質疑を行った⁷⁰⁾。日教組が同法案の内容を十分に理解せず、誤解に基づいて運動を行っているのは事実かと質した永山に対し、初中局長の田中は「相当な誤解」があり、「誤解に基く反対も相当ある」と述べている。和田は文部省が誤解を解く努力を積極的にすべきと反論し、小島も同法案の目的が教員の政治活動禁止であるという誤解を解くことの重要性を指摘した上で、国家公務員の政治活動が人事院規則によって規制されている以上、政府はこれに干渉できないと述べて、この点についての岡野文相の見解を求めた。また、中曽根は、教員身分を国家公務員とすることは、「相当人権に対する制限が加わる」と指摘し、「教育職員については、この政治行為の制限というのをお解きになったらどうですか」と述べている。各委員の質問や意見に対して岡野は、教員の政治活動制限が同法案の主な目的ではなく、そのみを目的とするのであれば、人事院規則や教育公務員特例法等の改正で対応が可能であるという趣旨を述べるなど、従来の主張を繰り返した。

また、永山は義教法案に対する日教組の反対運動の実態について説明を求めた。田中は、伝聞情報を把握しているものの、当局として直接確証を得ていない旨の答弁をしている。さらに永山は、劔木文部次官と日教組が懇談を行ったとする新聞報道の内容を確認し、「日教組の現在の政治活動に対する文部大臣の信念」を質した。岡野は、劔木文部次官が日教組の幹部に対して度々反省を促している事実に触れながら、「将来、この学校職員法（義教法案のこと－筆者註）を別といたしましても、相当な考えをもって対処しなければならぬ」と述べ、日教組の政治活動に対して、義教法案以外の措置を講じる必要性を示唆している⁷¹⁾。

2月27日の会議では、受田新吉（右派社会党）が質疑を行い、教員の政治活動を禁止している諸外国の事例について資料の提出を求めた。また、文部省が同法案の広報活動として、『文部広報』を通常よりも大量に印刷して各地に配布した事実について、これが同法案の反対意見を抑える政治目的をもった活動であり、国家公務員法第102条違反にあたると指摘している。さらに、劔木文部次官がその地位を利用して政治活動や選挙運動を行っており、岡野がこれを黙認して、自由党の政治目的の達成に利用していると批判した。田中は『文部広報』の配布は政治目的を持った行為でなく、「きわめて事務的にその事柄についての真相を、周知徹底せしめるための措置」と答えている。岡野は「党人大臣」であるものの、「文教の方をあずかります以上は、公平無私にやっております」と簡潔に答えている⁷²⁾。翌2月28日の会議では、門司亮（右派社会党）が義教法案提出の真意を岡野に質しており、岡野は教員身分の安定と日教組の政治活動の抑制は「両方関連しておることは確か」と応じた⁷³⁾。

3月1日の会議では、尾崎末吉（自由党）が、教員が生徒を利用して義教法案反対の署名運動を行うという日教組の活動のあり方は吉田首相の意図する「道義の高揚」に反しており、「社会不安の源をつくる」と批判し、その善処策を質した。岡野は、「次官通牒」をもって各教育委員会に注意を促しているとし、同法案のみならず、『文部広報』を活用して世論の是正を図るとした上で、「教育基本法に書いてあります中立性を破った教員に対しては、十分相当な処置をいたしたい」との見解を示した⁷⁴⁾。ここで岡野が述べている「次官通牒」とは、2月11日に出された文部次官通達「教員児童生徒を利用する教科外の諸活動について」（文初地第75号）⁷⁵⁾であろう。同通達は、「職員団体その他の団体等が、特定の主義政策を支持し又はこれに反対する等学校の教育活動に関係のない活動を行うために教職員を通じ児童生徒を利用し、署名運動その他の活動を行い又は行わせることは、教育上好ましくないと考えられるし、又行為いかんによっては、地方公務員法にも抵触する場合も生ずると思われる」として、このようなことが行われないう、各教育委員会に注意を促したものである。

一方、参議院の予算委員会では3月11日に公聴会が開催され、中教審委員でもある八木沢善次（前出）が教育財政に関して公述し、この中で義教法案に反対する陳述を行った⁷⁶⁾。ただ、この公聴会では教員の政治活動に関する論議はほとんどなされていない。翌12日の会議では、相馬助治（前出）が同法案阻止のための実力行使を行う日教組の活動について質問した。吉田首相はこの実力行使を「教育の欠陥」と批判し、岡野は「法の規定に完全に違反する」と指摘したが、先述の通り、この日に予定されていた「三・一二闘争」は中止となったことから、岡野はこれを「非常に喜ばしいこと」と評価している⁷⁷⁾。また、矢嶋三義（前出）は、教員身分の国家公務員化の目的が政治活動の制限にないことが文相の真意ならば、国家公務員となった場合も、教員の政治活動を自由とするような法改正、あるいは立法化の意思があるかと質した。岡野は、現状でも国立学校の教員は政治活動が制限されているとし、政治活動制限は「何ら世間的に（中略）邪魔になることではな」く、同法案の「副次的効果」と述べて、その正当性を主張した⁷⁸⁾。

5. おわりに

1953（昭和28）年3月14日、衆議院本会議で「吉田内閣不信任決議案」が可決され、同日、衆議院が解散となった。いわゆる「バカヤロー解散」である。この解散により、義教法案は審議未了となり、先に成立していた義務教育費国庫負担法が同年4月1日から施行されることになった。解散後の総選挙を経て、5月21日には第5次吉田内閣が成立し、文相には岡野に代わって大達茂雄が就任する。審議未了となった義教法案について吉田首相は、「同じ改正の必要はいまなお存在いたします」と述べて法案提出の意向を示したが⁷⁹⁾、同法案は復活することなく廃案となり、この後、教員の政治活動をめぐる論議は「教育二法」の成立過程において継続されることになる。

本稿で見てきたように、義教法案をめぐる論議において、同法案の提案者側（政府、自由党、文部省）は法案の第一義的目的が教員の政治活動制限ではないこと、そして、教員身分の国家公務員化の理由が教員身分と待遇の安定のためであることを一貫して主張した。岡野

文相らの発言に明らかなように、同法案への反対意見は法案本来の目的を十分に理解せず、「誤解」に基づいて表明されたものであり、教員（日教組）の政治活動制限は法案の「副次的効果」に過ぎないというのが法案提案者側の見解であった。一方、同法案に反対した野党や教育・自治体関係団体、マス・メディア（新聞）は、法案本来の目的が教育の中央集権化と教員の政治活動制限、日教組の分断などにあることを主張し、中教審などの承認を得ずに拙速に同法案が提出された事実や法案自体の不備を問題視した。国会論議を何う限りでは、同法案本来の目的が教員の政治活動制限にあるという反対論者の主張は明確な根拠を欠いており、政治的・イデオロギーの観点からの法案批判に終始している。

しかし、教員の政治活動制限が同法案の第一義的な目的ではないとしても、それがねらいの一つであったことは岡野ら法案提案者側の発言などから明らかであろう。この点に関し、例えば当時、文部省大学学術局庶務課長であった内藤誉三郎は同法案をめぐる座談会において、教員身分の国家公務員化の理由の一つに「教職員の政治活動の問題」があることを明言し、政治的中立性の必要性を語っている⁸⁰⁾。前述の江口も、同法案が教員の政治活動制限を「主眼としたものとは言い難い」としながら、それを意図したものであることは明らかと結論付けているが⁸¹⁾、本稿での検討結果はこれを裏付けるものである。政府・自由党は、一党一派に偏った教員（日教組）の政治活動が度を越していると厳しく批判し、教員（特に日教組幹部）の良識に訴えることは困難と判断して、何らかの措置を講じる必要性を認識していた。教員（日教組）の政治活動制限は「副次的効果」であるとしても、同法案の意義をその点に見出していたことは確かである。

他方、同法案に反対した側は、教員の政治活動は基本的人権に関わる問題であり、法的にそれを制約するのは望ましくないこと、過度の政治活動については教育者の知性や良識に訴えて改めることが重要であることなどを主張した。また、法案提案者による教員の政治活動に関する説明は「感情論」に過ぎず、好ましくない政治活動とは何か、いかなる政治活動が政治的中立性を規定した教育基本法（旧法）第8条に抵触するのか、といった点についての説明が不十分であると批判した。確かに、この点に関する法案提案者側の説明は具体性に乏しく、政府・自由党関係者の発言はほとんど日教組批判に終始している。その意味では、議論は十分に噛み合っておらず、政治的中立性をめぐる論議が深められたとは言い難い。

ただ、ここで注目しておきたいのは、義教法案の反対論者であっても、教員（日教組）による過度の政治活動については批判的な者が少なくなかったという事実である。同法案に反対した野党議員や公述人も当時の教員（日教組）の政治活動のありようを相当問題視しており、同法案に対して全面反対の論陣を張った新聞ですら、この点については批判の眼を向けていた。例えば、本稿で言及した日教組の「三・一二闘争」について、『朝日新聞』の「天声人語」は「教師の自殺行為みたいなことはやめたがよい。（中略）せっかく学校職員法（義教法案のこと－筆者註）に反対していた世論もかえって逆効果となって、教員にソッポを向くようになるだろう。（中略）学校をストの場として利用するのは行き過ぎである。（中略）教育が逆行か前進かの重要な岐路に立っている時、中央集権化に絶好の口実を与えるような軽挙盲動をしては、自らの足下に穴を掘るようなものだ。（中略）子供を争議や政治闘争の中に巻きこむなどは断じてよろしくない」と厳しく非難している⁸²⁾。

このように批判の対象とされた教員（日教組）の政治活動の実態については、本稿では具体的に論及し得ていない。今後、同法案をめぐる論議の内容を踏まえながら、当時における教員（及び日教組等の教員組合）の政治活動の実態を詳しく検討し、政治的中立性の観点からその意味と問題点を考察する必要があるだろう。これについては他日を期したい。

註

- 1) 本稿でいう「教育の政治的中立性」とは、学校における党派的政治教育及び政治的活動の禁止を意味している。「教育の政治的中立性」の概念については、田中耕太郎『教育基本法の理論』（有斐閣、1961年）599～622頁、星野安三郎「教育の政治的中立・政党的中立・政治的独立」（『青山法学論集』第16巻第1号、1974年）、市川昭午『教育行政の理論と構造』（教育開発研究所、1975年）90～95頁などを参照のこと。
- 2) 義教法案の対象は「教職員」であるが、本稿では主に義務教育諸学校の「教員」の政治活動を扱うことから、引用の場合を除き、「教員」の呼称を用いた。
- 3) 第15回国会衆議院本会議での岡野清豪文相による法案趣旨説明（『官報号外・第十五回国会衆議院会議録第二十九号』1953年2月21日、424頁）。
- 4) 日本教育新聞編集局『戦後教育史への証言』（日本教育新聞社、1971年）300頁。
- 5) 藤田祐介・貝塚茂樹『教育における「政治的中立」の誕生—「教育二法」成立過程の研究—』（ミネルヴァ書房、2011年）、藤田祐介「教育基本法制定過程における『教育の政治的中立性』論議—教育刷新委員会・第九十二回帝国議会での審議に焦点を当てて—」（『戦後教育史研究』第28号、2015年）など。
- 6) 「教育二法」及び同法の成立過程の詳細については、同上『教育における「政治的中立」の誕生—「教育二法」成立過程の研究—』を参照のこと。
- 7) 鈴木英一『教育行政（戦後日本の教育改革3）』（東京大学出版会、1970年）404頁。
- 8) 森英樹「中立確保法」（有倉遼吉編『別冊法学セミナーNo.33 基本法コンメンタール 新版教育法』日本評論社、1977年）95～97頁。
- 9) 鈴木英一は、義教法案について「詳細な考察」を行っているものとして、松尾良一『義務教育学校職員法案の研究』（1968年度北海道大学教育学部卒業論文）を紹介している（前掲書『教育行政（戦後日本の教育改革3）』484頁）。しかし現在、北海道大学教育学部・大学院教育学院・教育学研究院図書室には同論文の受入・配架がなされておらず、内容の詳細は不明である。
- 10) 比較的詳しく義教法案をめぐる動向を記述しているものとしては、前掲書『教育行政（戦後日本の教育改革3）』、中島太郎『戦後日本教育制度成立史』（岩崎学術出版社、1970年）がある。
- 11) 例えば、瀬戸山孝一『文教と財政』（財務出版、1955年）、相澤秀之『教育費—その諸問題—』（大蔵財務協会、1960年）、市川昭午・林健久『教育財政（戦後日本の教育改革4）』（東京大学出版会、1972年）など。
- 12) 江口和美「義務教育費負担法としての1953（昭和28）年『義務教育学校職員法案』再考—石川二郎旧蔵資料をてがかりに—」（『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊第25号-1、2017年）。
- 13) 高倉翔「義務教育費国庫負担法」（『新教育学大事典』第2巻、第一法規、1990年）144頁。
- 14) 前掲書『戦後教育史への証言』305～306頁。
- 15) 『時事通信・内外教育版』第395号（1953年1月16日）7頁。

- 16) 文部省初等中等教育局地方課「義務教育学校職員法案の概要」(『学校事務』第4巻第3号、1953年)2頁。同要綱の全文については、「義務教育費全額国库負担制度の要綱(昭和二十八年一月十七日閣議内定)」(内閣総理大臣官房総務課長『次官会議資料綴』所収、1953年2月5日、国立公文書館所蔵)を参照。なお、同要綱は『文部広報』によれば、1月22日の閣議で「一応決定された」とされ(『文部広報』第42号、1953年2月13日)、閣議書によれば、1月16日に起案、1月27日に閣議決定となっている(「義務教育費全額国库負担制度の要綱」『公文類集第七十八編・昭和二十八年・巻百三十五・学事一』所収、1953年1月27日、国立公文書館所蔵)。
- 17) 前掲書『戦後日本教育制度成立史』818頁。
- 18) 文部省「義務教育学校職員法案に関する資料」(『教育月報』第3巻第33号、1953年)24頁。
- 19) 『読売新聞』(朝刊)1953年2月6日、『時事通信・内外教育版』第402号(1953年2月10日)6頁。
- 20) 『朝日新聞』(夕刊)1953年2月12日、『読売新聞』(夕刊)1953年2月12日。
- 21) 『文部広報』第43号(1953年2月23日)。義教法案の全文については、「義務教育学校職員法案及び義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案」(『教育委員会月報』第4巻第9号、1953年)12~20頁等を参照。なお、2月17日の法案閣議決定後、自由党から異論が出たため、法案は一部修正されることになった(『読売新聞』(朝刊)1953年2月19日)。
- 22) 例えば、義教法案に対する全国知事会の見解(義教法案に関する決議及び質問書)については、『時事通信・内外教育版』第408号(1953年3月3日)12~14頁を参照。
- 23) 例えば、義教法案に対する東京都教職員組合(以下、都教組)の対応については、「義務教育学校職員法案に対する反対闘争方針」(『労働法律旬報』第120号、1953年)を参照。また、日本教育学会有志の名で表明された意見については、「日本教育学会有志の法案に関する意見」(『戦後日本教育史料集成』編集委員会編『戦後日本教育史料集成』第4巻、三一書房、89~90頁)を参照。
- 24) 2月28日、義教法案撤廃を訴え、日教組、東京都教職員組合連合(都教連)、都教組、東京都労働組合連合会(都労連)の四団体及び各府県の教員組合代表約4万人が東京の隅田公園で行った(『読売新聞』(朝刊)1953年3月1日)。
- 25) 義教法案に対する日教組の反対活動については、日本教職員組合『日教組十年史』(日本教職員組合、1958年)237~242頁、同『日教組20年史』(労働旬報社、1967年)196~203頁を参照。日教組の動向に関する本稿の記述も主にこれら二つの文献に依拠した。
- 26) 闘争方針等の詳細については、「教育防衛闘争に関する件」(前掲書『戦後日本教育史料集成』第4巻、86~87頁)を参照。
- 27) 本大会での義教法案に関する声明書等については、「義務教育学校職員法案に関する日教組第二回教育研究大会声明書」、「義務教育学校職員法案に関する第二回教研大会講師団声明」(同上書、87~88頁)を参照。
- 28) 闘争中止に至る背景と経緯の詳細については、『時事通信・内外教育版』第412号(1953年3月17日)2~5頁を参照。
- 29) 『読売新聞』(夕刊)1953年3月12日。
- 30) 高木鉦作「義務教育学校職員法案に対する新聞論調」(『市政』第2巻第4号、1953年)。
- 31) 「社説・『その都度文政』を憂う」(『朝日新聞』1953年2月7日)。
- 32) 「社説・不明朗な義務教育費の問題」(『毎日新聞』1953年2月7日)。
- 33) 「社説・不徹底なる義務教育費案」(『読売新聞』1953年2月18日)。
- 34) 「社説・義務教育学校職員法の矛盾」(『朝日新聞』1953年2月18日)。
- 35) 「社説・義務教育費問題と教組の反対運動」(『日本経済新聞』1953年2月18日)。

- 36) 『中央教育審議会第一回総会 速記録』(1953年1月21日、国立公文書館所蔵) 7頁。
- 37) 「義務教育学校職員法案要綱」(『中央教育審議会第1～5総会配布資料』所収、1953年2月11日、国立公文書館所蔵)。
- 38) 『中央教育審議会第二回総会 速記録』(1953年2月11日、国立公文書館所蔵) 19～22頁。
- 39) 同上、22～58頁。
- 40) 同上、59～62頁。
- 41) 同上、62～75頁。
- 42) 同上、75～80頁。
- 43) 同上、89～97頁。
- 44) 同上、102～106頁。
- 45) 同上、112～136頁。
- 46) 同上、150頁。
- 47) 同上、154～155頁。
- 48) 前掲書『戦後教育史への証言』307頁。
- 49) 前掲『官報号外・第十五回国会 衆議院会議録第二十九号』424頁。
- 50) 『官報号外・第十五回国会 衆議院会議録第三十号』(1953年2月23日) 431～434頁。
- 51) 同上、434～437頁。
- 52) 同上、438～445頁。
- 53) 『官報号外・第十五回国会 参議院会議録第二十四号』(1953年2月23日) 470～473頁。
- 54) 同上、464～467頁。
- 55) 同上、475～480頁。
- 56) 同上、480～482頁。
- 57) 『第十五回国会 衆議院文部委員会議録第十一号』(1953年2月26日) 7～10頁。
- 58) 『第十五回国会 衆議院文部委員会議録第十二号』(1953年2月28日) 2及び9頁。
- 59) 『第十五回国会 衆議院文部委員会議録第十三号』(1953年3月3日) 12～13頁。
- 60) 『第十五回国会 衆議院文部委員会議録第十四号』(1953年3月5日) 4～5頁。
- 61) 前掲『文部広報』第42号、1～2頁。
- 62) 前掲『第十五回国会 衆議院文部委員会議録第十四号』(1953年3月5日) 6～11頁。
- 63) 同上、10～11頁。
- 64) 『第十五回国会 衆議院文部委員会議録第十六号』(1953年3月9日) 1～10頁。
- 65) 『第十五回国会 衆議院文部委員会公聴会議録第一号』(1953年3月11日) 1～7頁。
- 66) 同上、7～9頁。
- 67) 同上、14～23頁。
- 68) 同上、23～30頁。
- 69) 本会議及び衆議院文部委員会と同内容の論議については、ここでは詳述しない。
- 70) 『第十五回国会 衆議院予算委員会第三分科会(外務省、文部省、厚生省及び労働省所管) 議録第一号』(1953年2月25日) 1～9頁。
- 71) 同上、24頁。
- 72) 『第十五回国会 衆議院予算委員会議録第三十号』(1953年2月27日) 4～7頁。なお、『文部広報』の発行数について、受田は通常3万部のところ、20万部発行されたと述べているが、田中初中局長は、通常約1万部のところ、約8万近く増刷したと述べている。
- 73) 『第十五回国会 衆議院予算委員会議録第三十一号』(1953年2月28日) 11～12頁。
- 74) 『第十五回国会 衆議院予算委員会議録第三十二号』(1953年3月1日) 8頁。

- 75) 「教員児童生徒を利用する教科外の諸活動について」『文部省人事規則（服務）・自昭 26 年 3 月至昭 35 年 11 月』所収、国立公文書館所蔵、1953 年 2 月 11 日）。
- 76) 『第十五回国会 参議院予算委員会会議録第三十四号』（1953 年 3 月 11 日）9～10 頁。
- 77) 『第十五回国会 参議院予算委員会会議録第三十五号』（1953 年 3 月 12 日）13～14 頁。
- 78) 同上、21 頁。
- 79) 第 16 回国会衆議院特別委員会における川島金次委員（右派社会党）の質問に対する答弁（『第十六回国会 衆議院昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求めるの件外六件特別委員会会議録第五号』（1953 年 5 月 26 日、4 頁）。
- 80) 宗像誠也ほか「義務教育学校職員法と地方教育委員会の諸問題（座談会）」（『教育技術』第 8 巻第 1 号、1953 年）。
- 81) 江口、前掲論文、18～21 頁。
- 82) 「天声人語」（『朝日新聞』1953 年 3 月 12 日）。